

奨学生の属する世帯の資産・経済状況の基準

藤井育英会の令和6年度奨学生選考基準の5に定める基準は、次のとおりです。

- ・家計支持者の算定基準額が189,400円以下であること

※収入については、令和4年（1月～12月）の収入に基づく令和5年度住民税情報により算出された算定基準額が該当するか審査を行います。

※算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切捨て）。

$$\text{算定基準額①} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村税調整控除額}) - (\text{多子控除}) \text{②} - (\text{ひとり親控除}) \text{③} - (\text{私立自宅外控除}) \text{④}$$

①市税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、算定基準額が0円となります。

②家計支持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報または申告人数のうち、小さい人数を適用します。

（例）家計支持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、 $(3-2)$ 人 \times 40,000円=40,000円となります。

③ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

④在学採用の審査において、本人が私立の大学・短期大学に在籍し、自宅外通学の場合に22,000円を控除します。